(二)　業務

指定確認調査機関は、2の(一)の(1)の確認の申請を受けたときは、人格が高潔で識見の高い者であって、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに、確認調査員を選任しなければならないものとするなど、指定確認調査機関の業務等について所要の規定を設けることとした。（第四九条～第五四条関係）

(三)　監督

指定確認調査機関の監督等について所要の規定を設けることとした。（第五五条～第六三条関係）

4　確認事業者に係る特例

(一)　調停機関に関する特例

確認事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合における調停機関に関する特例を設けることとした。（第六四条関係）

(二)　監督委員に関する特例

再生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所は、民事再生法第五四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする特例を設けるものとするなど、再生手続及び更生手続における監督委員に関する特例を設けることとした。（第六五条及び第六六条関係）

(三)　社債権者集会に関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し2の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができるものとするなど、社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第六七条関係）

(2)　裁判所は、(1)の規定により指定確認調査機関が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七三二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七三三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとするなど、社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例を設けることとした。（第六八条関係）

(四)　資金の借入れに関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し2の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができるものとするなど、資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第六九条関係）

(2)　裁判所は、(1)の基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者の再生手続において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第一六三条第一項の再生計画案をいう。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一五五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとするなど、資金の借入れに関する再生手続及び更生手続の特例を設けることとした。（第七〇条及び第七一条関係）

(五)　債権の弁済に関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し2の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が一定の要件に該当することの確認を求めることができるものとするなど、債権に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第七二条関係）

(2)　裁判所は、(1)の要件に該当することの確認を受けた債権（以下「確認債権」という。）に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三〇条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が(1)の要件に該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとするなど、債権の弁済に関する再生手続及び更生手続の特例を設けることとした。（第七三条～第七八条関係）

(六)　破産手続等に係る指定確認調査機関の意見

指定確認調査機関は、確認事業者についての破産手続等において、当該破産手続等における一定の裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができるものとすることとした。（第七九条関係）

5　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第八〇条～第九二条関係）

6　附則

(一)　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　経過措置等について所要の規定を設けることとした。（附則第三条～第一〇条関係）

(三)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一一条及び第一二条関係）

7　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（文部科学省）

1　総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務の再編

2及び3に示す体制整備に伴い、総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務を再編することとした。（第四条～第六条関係）

2　健康教育・食育課の総合教育政策局への移管

初等中等教育局健康教育・食育課を廃止し、同課が所掌していた事務を所掌するものとして、総合教育政策局に健康教育・食育課を設置することとした。（第二四条、第二七条及び第三二条関係）

3　初等中等教育局教育職員政策課の新設

(一)　総合教育政策局教育人材政策課を廃止し、同課が所掌していた事務（教育職員の養成並びに資質の保持及び向上の事務のうち大学における専門教育等に関する事務として高等教育局に移管する事務を除く。）を所掌するものとして、初等中等教育局に教育職員政策課を設置することとした。（第二四条、第三二条及び第三五条関係）

(二)　地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する事務を、初等中等教育局財務課から教育職員政策課に移管することとした。（第三四条及び第三五条関係）

4　この政令は、令和七年一〇月一日から施行することとした。